

## 目 次

制 度 名	ペ ー ジ	制 度 名	ペ ー ジ
普通保証	1	自主廃業支援保証	7
		事業承継サポート保証	7
◆協会制度◆			
当座貸越(貸付専用型)根保証『当貸』	1	◆協会制度(保険特例)◆	
事業者カードローン当座貸越根保証『カード』	1	経営安定関連保証	8
長期経営資金保証『やくしん』	2	激甚災害保証	8
風俗営業飲食業保証	2	労働力確保関連保証	8
流動資産担保融資保証	2	中小小売商業関連保証	8
事業再生保証	3	商店街整備等支援関連保証	8
中小企業特定社債保証	3	農商工等連携事業関連保証	8
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	3	農商工等連携支援関連保証	8
借換保証		創業等関連保証	9
緊急保証の借換え	4	創業関連保証	9
一般保証、経営安定関連保証(セーフティネット保証)		地域伝統芸能等関連保証	10
又は中小企業金融安定化特別保証(特別保証)の借換え	4	流通業務総合効率化関連保証	10
条件変更改善型借換保証による借換え	4	中心市街地商業等活性化関連保証	10
特別推薦保証	4	中心市街地商業等活性化支援関連保証	10
経営基盤強化保証	4	特定新技術事業活動関連保証	10
商業手形等割引根保証	4	異分野連携新事業分野開拓関連保証	10
特別小口保証	4	下請振興関連保証	11
小口零細企業保証	5	特定研究開発等関連保証	11
新事業開拓保証	5	地域産業資源活用事業関連保証	11
公害防止保証	5	事業再生円滑化関連保証	11
エネルギー対策保証	5	再挑戦支援保証	12
海外投資関係保証	5	特定信用状関連保証	12
予約保証	5	経営承継関連保証	13
経営力強化保証	6	一括支払契約保証	14
「地方創生応援型」中小企業特定社債保証	6	中小企業承継事業再生関連保証	14
短期継続保証 カスタマーサポート(CS)	6	商店街活性化事業関連保証	14
税理士連携型短期継続保証(TGC)	6	商店街活性化支援関連保証	14
税理士連携型手貸極度保証(極TGC)	6	東日本大震災復興緊急保証	15
財務要件型無保証人保証	7	事業再生計画実施関連保証『経営改善サポート保証』	15

## 目 次

制 度 名	ペ ー ジ	制 度 名	ペ ー ジ
経営力向上関連保証	16	事業環境整備促進融資	
経営革新関連保証	16	ア 環境保全促進	24
地域経済牽引事業関連保証	16	イ 福祉関連支援	24
地域経済牽引支援関連保証	16	ウ 商業・観光業支援	24
危機関連保証	17	ウ 商業・観光業支援(特認)	24
特定経営承継関連保証	17	創業者等応援融資	
革新的データ産業活用関連保証	18	ア 創業Ⅰ型	24・25
技術等情報漏えい防止措置関連保証	18	イ 創業Ⅱ型	25
経営承継準備関連保証	18	ウ 創業Ⅲ型	25
商店街活性化促進事業関連保証	18	新事業展開支援融資	26
情報処理支援関連保証	19	事業再生支援融資	26
新技術等実証関連保証	19	産業振興計画推進融資	26
先端設備等導入関連保証	19	事業再生計画実施支援融資	27
特定経営承継準備関連保証	19	災害対策特別支援融資制度	
		災害復旧融資	27
		災害対策特別融資	27
<b>◆県制度◆</b>			
経営支援融資制度		<b>◆市制度◆</b>	
特別小口融資	20	高知市制度	28
小規模企業融資	20	四万十市制度	29
小口零細企業融資	20	南国市制度	29
経済変動対策融資	20		
安心実現のための高知県緊急融資	21		
借換え融資	22	保証料率体系のご案内	30～32
流動資産担保融資	22		
下請経営安定融資	22		
季節融資	22		
特別融資制度			
南海地震・節電対策融資	23		
中核企業支援融資	23		
中核企業支援融資(特認)	23		
産業活性化融資	23		



令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担 割引 ※経営 安定等			
長期経営資金保証 『やくしん』 やくしん155	<p>県内に住所及び主たる事業所を有し、適法に同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において営んでいる個人又は会社であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 業歴が3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ、取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でなく償還能力があると認められる者</p> <p>(2) 業歴が5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ、取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がなく償還能力があると認められる者</p> <p>(3) 前各号に準ずる者で、債務超過でなく今期利益計上見込みがあり、償還能力があると認められる者</p>	事業資金	200,000 (ただし、2,000万円以上100万円単位)	3年以上20年以内 (6か月以内)  (ただし、運転資金は15年以内) (6か月以内)	金融機関利率	0.45~1.90	有	—	約定締結金融機関	取扱金融機関
協 会 制 度 風俗営業飲食業保証 風営一般 170 風営飲特 171	<p>(1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第3条第1項の適用を受ける飲食業(食事の提供を主目的とするものを除く。以下同じ。)であり、下記の要件を満たす者(以下単に「風俗営業飲食業」という。)をいう。</p> <p>(2) 「風営法」第10条の2の規定に基づく認定を受けた者で、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)第56条の3の規定により振興計画について厚生労働大臣の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員で下記の要件を満たす者をいう。</p> <p>① 資本金又は出資金の総額が5千万円以下の会社若しくは常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって飲食業を行う者</p> <p>② 信用保証協会の定める保証利用要件に該当する者</p> <p>③ 「風営法」第2条第1項第1号から第3号並びに第5号及び第6号に係る同法第3条第1項の風俗営業の許可(同法第7条第1項による承認を含む。)を有する者</p> <p>④ 3年以内「風営法」に基づく「指示」、「営業の停止」及び「営業の廃止」等の行政処分を受けたことがない者</p> <p>⑤ 「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)第21条第1項の許可を有する者</p> <p>⑥ 風俗営業飲食業に係る事業税等の税額を完納している者</p> <p>⑦ 日本政策金融公庫の融資に係る県知事の推薦等がある者。ただし、申込資金使途が運転資金である場合及び申込人が特例風俗営業飲食業を営む場合については、厚生労働大臣から振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって同組合の資金証明書の交付を受けている者</p> <p>⑧ 風俗営業飲食業に係る事業実績が1年以上ある者</p> <p>⑨ 青色申告等の実績により事業実態が確認できる者</p> <p>⑩ 社会的批判を受ける営業形態・実態でない者</p> <p>⑪ 大衆一般が日常的に容易に利用できる営業形態・実態である者</p>	事業資金 (ただし、設備資金にあつては日本政策金融公庫の融資対象設備に限る。運転資金にあつては振興計画に従つて事業を営むに必要なものに限る。特例風俗営業飲食業にあつては振興計画に従つて事業を営むために必要な設備資金及び運転資金とする)	20,000 (ただし、協調融資先である日本政策金融公庫の貸付金額の以内。なお、特例風俗営業飲食業にあつては日本政策金融公庫の貸付限度を上限とする)	7年以内	金融機関利率	0.45~1.90	有	0.90以下	約定締結金融機関	取扱金融機関
流動資産担保保証 根ABL 202 個ABL 203	<p>事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者を対象とする。</p> <p>なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。</p> <p>※ 個々の貸付限度額は、担保とする売掛債権又は棚卸資産の額に、別に定める割合を上限とした掛目(%)を乗じた額となります。</p>	事業資金	200,000 保証割合 80% (割合保証) (原則として根保証。ただし、一時的な資金需要に対応するため個別保証によることも差し支えない)	1年 (個別保証の場合は1年以内。ただし、更新は妨げない)	金融機関利率	借入金額(借入極度額)に対し 0.68	—	—	「中小企業信用保険法施行令」(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関とする	取扱金融機関

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引	※経営安定等		
責任共有対象外 事業再生保証 事業再生 174	次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者を対象とする。 (1) 次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 再生事件又は更正事件に係属している者 ② 「民事再生法」(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。) (2) 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者 (3) 次の①及び②のいずれにも該当する者 ① 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。 ② 償還が見込まれること。	事業資金	200,000 保証割合 100%	10年以内	金融機関 所定利率	2.20	—	—	約定締結 金融機関	取扱金融機関
協 会 制 度 中 小 企 業 特 定 社 債 保 証 社債振有 200 社債振無 201	次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。 (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が15%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が5%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。 (注) 各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。	事業資金	450,000 (ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とする。また、私券債に係る保証割合は80%。したがって、保証付私券債の発行価格は5億6千万円が限度)	7年以内	発行体 所定利率	社債総額に 対し 0.45~1.90	有	—	「中小企業信用 保険法施行令」 (昭和25年政令第 350号)第1条の5 に規定する金融 機関とする	協会及び 取扱金融機関
責任共有対象外 中堅企業 保証 (破綻金融機関等関連) 特別保証 中堅普通 277 中堅無担 278	破綻金融機関等(「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第2条第1項に掲げるものをいう。)と金融取引を行っていたために、適正かつ、健全に事業を営む中堅事業者(資本金5億円未満で「中小企業信用保険法」第2条に規定する中小企業者に該当しないもの)の金融機関との金融取引に支障が生じていること。 具体的には、以下の全てに該当する者 (1) 申込時点において、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた事業資金の調達が必要となっていること。 (2) 申込時点において、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けていること。	事業資金 (ただし、原則として破綻金融機関等からの借入額を上限とする)	普通保証 500,000 無担保保証 100,000 (ただし、当該企業が信用保証協会の保証付きで借入を行っていた場合は、当該借入の残高分を上記保証限度額から差引くこととする) 保証割合 100%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	普通保証 0.75 無担保保証 0.65	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関



令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担 割引	※経営 安定等			
協 会 制 度	責任共有対象外 小口零細企業保証 全国小口 175	次に掲げる「中小企業信用保険法」第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者  (1) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、「中小企業信用保険法施行令」第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(2)に掲げる者を除く。 (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行う者 (3) 事業協同小組合であって、特定事業を行う者又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの (4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の者 (5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者 (6) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者(上記(1)から(5)に掲げる者を除く。)	事業資金	20,000  (ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で20,000千円の範囲内となる新規の保証に限る) 保証割合 100%	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.50~2.20	有	0.90	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	新事業開拓保証 新事有 215 新事無 216	「中小企業信用保険法」第3条の8第1項に規定する新事業開拓を行う者	事業資金	200,000 組合 400,000	15年以内	金融機関 所定利率	有担保 0.96 無担保 1.06	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	公害防止保証 公害防止 211	(1) 公害防止のための施設の設定移転費用を要する者 (2) 公害防止事業費を要する者	設備資金	50,000 組合 100,000	10年以内	金融機関 所定利率	有担保 1.04 無担保 1.14	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	エネルギー対策保証 エネ対策 213	「中小企業信用保険法」第3条の6第1項に規定するエネルギー対策関係資金を要する者	設備資金	200,000 組合 400,000	10年以内	金融機関 所定利率	有担保 1.04 無担保 1.14	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	海外投資関係保証 海外投資 214	「中小企業信用保険法」第3条の7第1項に規定する海外直接投資事業を実施する者	事業資金	200,000 組合 400,000	10年以内	金融機関 所定利率	有担保 1.04 無担保 1.14	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	予約保証 予約中小 132 予約小口 133	申込人が次に定めるいずれかの事由に該当する場合は、本制度の対象としないものとする。 (1) 同一事業の業歴が3年以上ないこと。 (2) 申込金融機関との与信取引が1年以上ないこと。 (3) 「中小企業信用保険法施行規則」第20条に定める中小企業者(個人たる中小企業者を除く。)に係る保険関係の成立後3年間における保険事故の発生率が20.7249%以上であること。 (4) 「中小企業信用保険法施行規則」第20条に定める個人たる中小企業者に係る保険関係の成立後1年間における保険事故の発生率が4.6883%超であること。 (5) 「中小企業信用保険法施行規則」第21条各号に定める事由に該当すること。	事業資金 (旧償済資金は対象としない。)	1申込人つき 20,000 (ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は、500万円までとする)	5年以内 (ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は、10年以内とする)	金融機関 所定利率	借入金額に対し 0.60~1.90 (小口零細企業保証制度を利用する場合は保証委託額に対し0.70~2.20)	有	—	「中小企業信用保険法施行令」(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関とする	協会及び 取扱金融機関

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引 ※経営安定等		
経営力強化保証 経営力強化・責任共有 1103 経営力強化・対象外 1104	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	事業資金 (事業計画の実施に必要な資金に限る)	280,000 普通保険 200,000 無担保保証 80,000 組合 480,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内) 保証付既借入金の 借換を含む場合 10年以内 (1年以内)	金融機関 所 定 利 率	責任共有 借入金額に対し 0.45~1.75 責任共有外 保証委託額に対し 0.50~2.00	有	銀行、信用金庫 等中小企業信用 保険法施行令 (昭和25年政令 第350号)第1条 の3に規定する金 融機関等	協会及び 取扱金融機関
「地方創生応援型」 中小企業 特定社債保証 地方創生社債・有担 1113 地方創生社債・無担 1114	次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。 (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が15%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が5%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。 (注) 各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。 ※制度取扱期間(保証申込期間) 平成29年3月1日から令和2年3月31日まで	事業資金	450,000  (ただし、中小企業特定社債保証と合算限度とし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とする。また、私算債に係る保証割合は80%。したがって、保証付私算債の発行価格は5億6千万円が限度)	7年以内	発行体 所 定 利 率	社債総額に 対し 0.25~1.70	有	「中小企業信用 保険法施行令」 (昭和25年政令 第350号)第1条の5 に規定する金融 機関とする	協会及び 取扱金融機関
短期継続保証 カスタマーサポート (CS) CS 1115	取引金融機関または認定経営革新等支援機関からの経営指導を受けている中小企業者であって、次の要件に該当する事業者とする。 (1) 取扱金融機関との与信取引が6か月以上あること。 (2) 直近決算(法人)及び青色申告(個人)において債務超過でないこと。 (個人の場合、貸借対照表を作成している事業者) (3) 直近決算において経常利益を計上していること。 (個人の場合、青色申告特別控除前所得金額が300万円以上) (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。	運転資金 (本制度利用中の借換え(継続)を除き既保証付融資の借換えはできない。)	80,000  (ただし、原則として直近決算における平均月商の2倍の範囲内とする。なお、税理士連携型短期継続保証(TGC)または税理士連携型手賃極度保証(極TGC)との併用不可。)	1年以内 更改継続可	金融機関 所 定 利 率	0.45~1.90	有	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
税理士連携型短期継続保証 (TGC) TGC 1116	国が認定する経営革新等支援機関である税理士または税理士法人(以下、「認定支援税理士」という。)と連携し、経営課題の解決に取り組む中小企業者であって、次の要件に該当する事業者とする。ただし、継続時において一過性の要因で要件を満たさない場合、事業計画等で改善の見込みがある場合には、継続が可能。 (1) 直近決算(法人)及び青色申告(個人)において債務超過でないこと。 (個人の場合、貸借対照表を作成している事業者) (2) 直近決算において経常利益を計上していること。 (個人の場合、青色申告特別控除前所得金額が300万円以上) (3) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。 (4) 認定支援税理士と顧問契約を締結後1年以上経過していること。 (5) 認定支援税理士の支援を受けつつ、自ら事業計画書を策定していること。 (6) 認定支援税理士が月次管理を行っていること。	運転資金 (既保証付融資の借換えについては、事業計画の実施に必要なものに限る、可能とする。)	80,000  (ただし、原則として直近決算における平均月商の2倍の範囲内とし、1企業1口限りとする。なお、税理士連携型手賃極度保証(極TGC)または短期継続保証(CS)との併用不可。)	1年以内 更改継続可	金融機関 所 定 利 率	0.35~1.80	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
税理士連携型手賃極度保証 (極TGC) 極TGC 1117	国が認定する経営革新等支援機関である税理士または税理士法人(以下、「認定支援税理士」という。)と連携し、経営課題の解決に取り組む中小企業者であって、次の要件に該当する事業者とする。ただし、継続時において一過性の要因で要件を満たさない場合、事業計画等で改善の見込みがある場合には、継続が可能。 (1) 直近決算(法人)及び青色申告(個人)において債務超過でないこと。 (個人の場合、貸借対照表を作成している事業者) (2) 直近決算において経常利益を計上していること。 (個人の場合、青色申告特別控除前所得金額が300万円以上) (3) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。 (4) 認定支援税理士と顧問契約を締結後1年以上経過していること。 (5) 認定支援税理士の支援を受けつつ、自ら事業計画書を策定していること。 (6) 認定支援税理士が月次管理を行っていること。	運転資金 (本制度利用中の借換え(継続)を除き既保証付融資の借換えはできない。)	80,000  (ただし、原則として直近決算における平均月商の2倍の範囲内とし、1企業1口限りとする。なお、税理士連携型短期継続保証(TGC)または短期継続保証(CS)との併用不可。)	1年以内 更改継続可	金融機関 所 定 利 率	0.35~1.80	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関



令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引	※経営安定等		
協 会 制 度	財務要件型無保証人保証 財務型無保証人 1118	事業資金	普通保険に係る保証 200,000 組合等の場合 400,000 無担保保険に係る保証 80,000	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内 (1年以内)	金融機関 利率	0.45~1.90	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	自主廃業支援保証 自主廃業支援 1120	廃業計画の実施に 必要となる事業資金	30,000	1年以内 (かつ、終期は解散 予定日より前)	金融機関 利率	0.45~1.90	有	—	約定締結 金融機関 (申込人と主たる 取引関係を有する 金融機関)	協会及び 取扱金融機関
	事業承継サポート保証 承継サポート 1119	後継者への事業承 継を目的とした事 業承継計画の実施 に必要な資金(持 株会社が被後継者 の保有する事業会 社の発行済議決権 株式総数の3分の 2以上を一括で取 得する資金および 附帯費用に限る。)と する。ただし、後継者が 既に事業会社の発 行済議決権株式を 取得しており、今回 持株会社が取得す る株式と合計して3 分の2以上になる 場合は、3分の2に 満たない一括取得 を可能とする。	280,000 普通保険に係る保証 200,000 無担保保険に係る保証 80,000	15年以内 (2年以内)	金融機関 利率	0.45~1.90	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引	※経営安定等		
協会 会 制 度 ( 保 険 特 例 )	責任共有対象外 (右記1号から6号) 経営安定関連保証 経営安定 255	事業資金	280,000 組合 480,000 (ただし、(6)については 380,000)	20年以内	金融機関 所定利率	経営安定関連 保証1号~4号 及び6号 0.90 経営安定関連 保証5号、7号、 8号 0.76	-	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	責任共有対象外 激甚災害保証 激甚災害 262	事業資金	280,000 組合 480,000 保証割合 100%	10年以内	金融機関 所定利率	0.90	-	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	労働力確保 関連保証 労働確保 268	事業資金	280,000 組合 480,000	7年以内	金融機関 所定利率	0.76	-	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	中小小売商業 関連保証 中小商業 269	事業資金	280,000 組合 480,000	7年以内	金融機関 所定利率	0.76	-	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	商店街整備等 支援関連保証 商店整備 270	事業資金	280,000	7年以内	金融機関 所定利率	有担保 1.04 無担保 1.14	有	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	農工商等連携事業 関連保証 農工商事業 1200	事業資金	1,280,000 組合等 1,880,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76 流動資産担保保険 0.68 新事業開拓保険 有担保 0.96 無担保 1.06 海外投資関係保険 有担保 1.04 無担保 1.14	-	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
農工商等連携支 援関連保証 農工商支援 1201	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年法律第38号)以下「法」という。)第4条第1項に規定する農工商等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を実施する者 (1) 一般社団法人(社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有している者に限る。) (2) 一般財団法人(設立に際して提出された財産の価格の2分の1以上を中小企業者により拠出されている者に限る。) (3) 特定非営利活動法人(社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有している者に限る。)	事業資金	280,000 普通保証 200,000 無担保保証 80,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	1.14	有	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関

普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000  
 新事業開拓保証 400,000(組合等 600,000) 流動資産担保保証 200,000  
 海外投資関係保証 400,000(組合等 600,000)  
 (注1:新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分を含む)  
 (注2:流動資産担保保証の貸越(貸付)債権に対する保証割合は80%とする)  
 (注3:海外投資関係保証については、海外投資関係保証の一般分及びその他の特例分を含む)

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担 割引	※経営 安定等		
責任共有対象外 創業等関連保証 創業等親 253 創業等子 254 創業等5 279 創業等関 280	(1) 「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第2条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有する者 ① 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者(法第2条第3項第1号) ② 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する者(法第2条第3項第2号) ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有する者(法第2条第3項第3号) (2) 法第2条第4項第1号及び第2号に掲げる次の新規中小企業者 ① 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかった者に限る。)(法第2条第4項第1号) ② 設立の日以後の期間が5年未満の会社(当該設立の日以前に事業を営んでいなかった個人により設立された者に限る。)(法第2条第4項第2号) ③ 設立の日以後の期間が5年未満の会社(自ら事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立した者に限る。)(法第2条第4項第2号) (注1) 上記(1)①及び②に規定する「1月以内」及び「2月以内」の起算日は、本保証に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。 (注2) 上記(2)①に規定する「事業を開始した日以後の期間が5年」の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。②及び③に規定する「設立の日以後の期間が5年」の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。	事業資金	無担保保険関係の範囲 内で、次に定める金額	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	無担保 0.90	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
責任共有対象外 創業関連保証 創業関連 282 創業5年 283 支援創業関連 1204 支援創業関連・再挑戦 1205	(1) 産業競争力強化法(以下「法」という。)第2条第24項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの。 ① 事業を営んでいない個人であって、1月以内(法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うものとする者(以下「1月以内」)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第24項第1号) ② 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うものとする者)にあっては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第24項第3号) ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第24項第5号) (2) 法第2条第24項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であつて事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの。 ① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない者(法第2条第24項第2号) ② 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない者(法第2条第24項第4号) ③ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない者(法第2条第24項第6号) (注1) 上記(1)①及び②に規定する「1月以内」、「2月以内」及び「6月以内」の起算日は、本保証に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。 (注2) 上記(2)①に規定する「事業を開始した日以後5年」の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。②及び③に規定する「設立の日以後5年」の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。	事業資金	無担保保険関係の範囲 内で、次に定める金額	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	無担保 0.85	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引	※経営安定等		
協会 中心市街地商業等活性化関連保証	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(平成4年法律第88号)第6条第1項に規定する基本計画に基づき実施される特定事業等のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして通商産業省令で定める事業を行う者として市町村長の認定を受けた中小企業者	事業資金	280,000 組合 480,000	10年以内	金融機関 所定利率	0.76	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)第4条第1項に規定する総合効率化計画について主務大臣の認定を受けた認定総合効率化事業を行う中小企業者	事業資金	280,000 組合 480,000	10年以内	金融機関 所定利率	0.76	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	(1) 主務大臣の認定を受けた認定特定計画に基づき、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第7条第11項第1号に掲げる特定事業を行う中小企業者、特定会社又は公益法人(当該特定会社又は公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。) (2) 主務大臣の認定を受けた認定特定計画に基づき、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第7条第7項第1号から第6号までに掲げる中小小売商業高度化事業を行う中小企業者	事業資金	280,000 組合 480,000	10年以内	金融機関 所定利率	0.76	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	(1) 主務大臣の認定を受けた認定特定計画に基づき、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第7条第11項第1号に掲げる特定事業を行う中小企業者、特定会社又は公益法人(当該特定会社又は公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業は除く。) (2) 主務大臣の認定を受けた認定特定計画に基づき、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第7条第7項第7号の中小小売商業高度化事業を行う特定会社又は公益法人	事業資金	560,000 (ただし、中心市街地商業等活性化関連保証を含む。)	10年以内	金融機関 所定利率	0.76	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する特定補助金等の交付を受け、当該特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を実施する者	事業資金	300,000 組合等 600,000 (ただし、新事業開拓保証の一般分及びその他特例分を含む。)	5年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76 新事業開拓保証 有担保 0.96 無担保 1.06	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
(保証特例) 異分野連携新事業分野開拓関連保証 異分野連 298	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する異分野連携新事業分野開拓計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を実施する者	事業資金	1,280,000 組合等 1,880,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76 流動資産担保保険 0.68 新事業開拓保証 有担保 0.96 無担保 1.06 海外投資関係保険 有担保 1.04 無担保 1.14	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 400,000(組合等 600,000) 流動資産担保保証 200,000 海外投資関係保証 400,000(組合等 600,000) (注1:新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分を含む) (注2:流動資産担保融資保証の貸越(貸付)債権に対する保証割合は80%とする) (注3:海外投資関係保証については、海外投資関係保証の一般分及びその他の特例分を含む)										

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引	※経営安定等		
協会 制 度 (保 険 特 例)	下請振興関連保証 下請売根 296 下請売個 297	親事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者であって、主務大臣の承認に係る振興事業計画(法第5条第1項に規定する振興事業計画をいう。)に従って振興事業を実施する者 ※ 個々の貸付限度額は、担保とする売掛債権の額に、別に定める割合を上限とした掛目(%)を乗じた額となります。	200,000 保証割合 80% (割合保証) 原則として根保証 (ただし、一時的な資金需要に対応するため個別保証によることも差し支えない)	1年 (個別保証の場合は1年以内。ただし、更新は妨げない)	金融機関利率	借入極度額(借入金額)に対し 0.56	-	-	「中小企業信用保険法施行令」(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関とする	取扱金融機関
	特定研究開発等関連保証 特定研究 299	「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成18年法律第33号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する特定研究開発等計画を経済産業大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項に規定する中小企業者であり、かつ、中小企業信用保険法上の中小企業者であって、認定特定研究開発等計画に従って事業を行う者	280,000 組合等 480,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関利率	0.76 新事業開拓保険 有担保 0.96 無担保 1.06	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	地域産業資源活用事業関連保証	「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(平成19年法律第39号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する地域産業資源活用事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定計画に従って地域産業資源活用事業を実施する者 ただし、海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外において地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。)を実施する者に限る	事業資金 ただし、海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外において行われる地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。)の実施のために必要となる設備資金及び運転資金に限る	①地域産業資源活用事業関連保証 880,000 組合等 1,280,000 ②海外地域産業資源活用事業関連保証 海外投資関係保証 400,000 組合等 600,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関利率	0.76 流動資産担保保険 0.68 新事業開拓保険 有担保 0.96 無担保 1.06 海外投資関係保険 有担保 1.04 無担保 1.14	-	-	約定締結 金融機関
事業再生円滑化関連保証 プレ再生 209	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当する中小企業者 ① 特定認証紛争解決手続きによって事業再生を図ろうとする者 ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする者 ③ 認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする者	事業資金	280,000 組合等 480,000	3年以内	金融機関利率	借入金額(借入極度額)に対し 1.76	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
			普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 300,000(組合等 600,000) (注:一般分の新事業開拓保証及び他の特例に係る新事業開拓保証の保険価格を合算して3億円(組合等6億円)となる)							
			① 普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 400,000(組合等 600,000) 流動資産担保保証 200,000 (注1:新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分を含む) (注2:流動資産担保融資保証の貸付債権に対する保証割合は80%とする) ②(注1:海外投資関係保証については、海外投資関係保証の一般分及びその他の特例分を含む)							
			保証割合 80%(部分保証)							

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担 割引	※経営 安定等		
協 会 制	<p>以下に掲げる要件を満たすものであって、再挑戦支援保証の委託の申込みを以下の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日に行ったもの(産業競争力強化法(以下「法」という。))第129条第3項第2号)</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内(法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者(以下「新入者」という。))が、6月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第24項第1号)のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第3項第1号イ前段)。</p> <p>② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第3項第1号イ後段)。</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者(以下「新入者」という。))が、6月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第24項第3号)のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第3項第1号イ前段)。</p> <p>② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第3項第1号イ後段)。</p> <p>(3) 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの(法第2条第24項第2号)のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第3項第1号イ前段)。</p> <p>② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第3項第1号イ後段)。</p> <p>(4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第24項第4号)のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第3項第1号イ前段)。</p> <p>② 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第3項第1号イ後段)。</p>	<p>無担保 0.85</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>約 定 締 結 金 融 機 関</p>	<p>協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関</p>						
					<p>10年以内 (1年以内)</p>	<p>金 融 機 関 所 定 利 率</p>				
責 任 共 有 対 象 外 再 挑 戦 支 援 保 証 再 チ ャ レ 281	<p>① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第3項第1号イ前段)。</p> <p>② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第3項第1号イ後段)。</p>	<p>事業資金</p>	<p>ア 2,000万円を保証限度額とする。</p> <p>イ 創業者の創業関連資金については、創業関連保証、再挑戦支援保証及び創業等関連保証を併用することが可能である。保証限度額は創業関連保証、再挑戦支援保証を合算して2,000万円、創業等関連保証は1,500万円であるので、すべての制度を併用した場合の限度額は3,500万円となる。</p>	<p>ウ 創業関連保証、再挑戦支援保証及び創業等関連保証並びにこれらの保証以外の「中小企業信用保険法」第3条の2に規定する無担保保険に係る保証(同法以外の法律に規定するもの並びに同法第12条に規定する経営安定関連保証及び同法第15条に規定する危機関連保証を除く。)を併せ行う場合においては、無担保保険限度額(8,000万円)以内とする。</p>	<p>保証割合 100%</p>					
						<p>ア 2,000万円を保証限度額とする。</p>				
度  (保 險 特 例)	<p>外国法人(新たに設立されるものを含む。)と経営を実質的に支配していると認められる以下のいずれかの関係にある中小企業者</p> <p>(1) 外国法人の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの(以下「株式等」という。)の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を事業者が所有する関係</p> <p>(2) 次の①又は②に該当し、かつ、外国法人の役員その他これに相当する者(以下「役員等」という。)の総数の2分の1以上を事業者の役員又は職員が占める関係</p> <p>① 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を当該事業者が所有していること。</p> <p>② 当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの1の者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額をも下回っていないこと。</p> <p>(3) 外国法人の株式等の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社(事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人をいう。)(以下「子会社等」という。))又は子会社等及び当該事業者が所有する関係</p> <p>(4) 次の①又は②に該当し、かつ、外国法人の役員等の総数の2分の1以上を、子会社等又は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係</p> <p>① 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が所有していること。</p> <p>② 子会社等又は子会社等及び当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの1の者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額をも下回っていないこと。</p>	<p>事業資金</p>	<p>200,000</p> <p>保証割合 80% (割合保証)</p>	<p>1年以内 (ただし、更新は妨げない)</p>	<p>金 融 機 関 所 定 利 率</p>	<p>0.45~1.90</p>	<p>有</p> <p>—</p>	<p>産 業 競 争 力 強 化 法 施 行 令 ( 平 成 26 年 政 令 第 13 号 ) 第 3 条 に 規 定 する 金 融 機 関 と する</p>	<p>協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関</p>	

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担保割引 ※経営安定等			
協 会 制 度 (保 険 特 例)	<p>次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた者</p> <p>(1) 会社である中小企業者(「金融商品取引法」第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式会社又は同法第7条の11第1項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式会社を発行している株式会社を除く。以下「申込人」という。)であって、次の①から⑥までのいずれかの事由が生じていると認められること。</p> <p>① 当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること。</p> <p>② 当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること。</p> <p>③ 当該申込人の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後の3月間における当該申込人の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が、前事業年度の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる(している)こと。</p> <p>④ 仕入先(当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。)からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと。</p> <p>⑤ 取引先金融機関(「預金保険法」(昭和46年法律第34号)第2条第1項に規定する金融機関、「農水産業協同組合貯金保険法」(昭和48年法律第53号)第2条第1項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該申込人の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が100分の20以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。)との取引に係る支障が生じたこと。</p> <p>⑥ その他諸費用が生じたこと。</p> <p>(2) 個人である中小企業者であって、次の①から⑦までのいずれかの事由が生じていると認められること。</p> <p>① 当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。</p> <p>② 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。</p> <p>③ 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる(している)こと。</p> <p>④ 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。</p> <p>⑤ 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。</p> <p>⑥ 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。</p> <p>1) 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割</p> <p>2) 当該個人が有する事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償</p> <p>⑦ その他諸費用が生じたこと。</p>	<p>次に掲げる資金</p> <p>イ(1)①の事由による認定の場合は、議決権株式の取得資金</p> <p>ロ(1)②又は(2)①の事由による認定の場合は、事業用資産等の取得資金</p> <p>ハ(2)②の事由による認定の場合は、事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金</p> <p>ニ(2)⑥の事由による認定の場合は、他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金</p> <p>ホ 上記イからニ以外の事由による認定の場合は、運転資金</p>	280,000	<p>運転 10年以内</p> <p>設備 15年以内</p>	金融機関 所 定 利 率	0.45~1.90	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
						<p>普通保険に係る保証 200,000 無担保保険に係る保証 80,000</p> <p>特別小口保険に係る保証 20,000</p>				

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担 割引	※経営 安定等			
協 会 制 度  (保 険 特 例)	責任共有対象外 一括支払契約保証	事業資金	1,000,000 保証割合 70% (割合保証) (ただし、根保証とする)	1年以内 (ただし、更新は妨げない。なお、新規保証から通算して5年を超える場合は新規保証により更新を行うこととする)	金融機関利率	責任共有外保証料率(0.50～2.20)に保証割合を乗じた率とする	有	—	「中小企業信用保険法施行令」(昭和25年政令第350号)第1条の7に規定する金融機関とする	協会及び取扱金融機関	
	中小企業承継 事業再生関連保証	事業資金	280,000 組合等 480,000	10年以内	金融機関利率	0.45～1.90 特別小口保険に係る保証を利用する場合は、0.90とする	有	—	約定締結金融機関	協会及び取扱金融機関	
				普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000							
	商店街活性化事業 関連保証	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(平成21年法律第80号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する者	事業資金	280,000 組合等 480,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関利率	0.76	—	—	約定締結金融機関	協会及び取扱金融機関
			普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000								
商店街活性化支 援関連保証	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(平成21年法律第80号)第6条第1項に規定する商店街活性化支援事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた下記に掲げるものであって、認定商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する者 (1) 一般社団法人(社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有している者に限る。) (2) 一般財団法人(設立に際して提出された財産の価格の2分の1以上が中小企業者により提出されている者に限る。) (3) 特定非営利活動法人(社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る。)	事業資金	280,000 普通保証 200,000 無担保保証 80,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関利率	1.14	有	—	約定締結金融機関	協会及び取扱金融機関	





令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引	※経営安定等		
協会 制 度  (保 険 特 例)	経営力向上関連保証 経営力向上 1207	事業資金	880,000 組合等 1,680,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76 新事業開拓保険 有担保 1.06 無担保 1.16 海外投資関係保険 有担保 1.04 無担保 1.14	-	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 300,000(組合等 600,000) 海外投資関係保証 300,000(組合等 600,000) (注1:新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分を含む) (注2:海外投資関係保証については、海外投資関係保証の一般分及びその他の特例分を含む)									
	経営革新関連保証 経営革新 288	事業資金	880,000 組合等 1,680,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76 新事業開拓保険 有担保 0.96 無担保 1.06 海外投資関係保険 有担保 1.04 無担保 1.14	-	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 300,000(組合等 600,000) 海外投資関係保証 300,000(組合等 600,000) (注1:新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分を含む) (注2:海外投資関係保証については、海外投資関係保証の一般分及びその他の特例分を含む)									
地域経済牽引 事業関連保証	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を県知事に提出し、承認を受けた法第2条第3項に規定する中小企業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行うもの。	事業資金	280,000 組合等 480,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76	-	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証80,000 無担保無保証人保証 20,000										
地域経済牽引 支援関連保証	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づき、主務大臣から連携支援計画の承認を受けた地域経済牽引支援機関に次に掲げる法人が含まれ、承認連携支援計画に従って連携支援事業を実施するもの。 (1)一般社団法人(社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る。) (2)一般財団法人(設立に際して提出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により提出されているものに限る。)	事業資金	280,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	1.24	有	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
普通保証 200,000 無担保保証80,000										

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担保割引	※経営安定等			
危機関連保証 危機関連 1208	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者	経営の安定に必要な事業資金	普通保険に係る保証 200,000 組合等の場合 400,000 無担保保険に係る保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000	10年以内 (2年以内)	金融機関 所 定 利 率	0.80	—	—	銀行、信用金庫等 保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関	協会及び 取扱金融機関	
協 会 制 度 (保 険 特 例)	<p>次の(1)から(6)のいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(以下、「認定中小企業者」という。)の代表者を対象とする。</p> <p>(1)認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。</p> <p>(2)認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。</p> <p>(3)認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。</p> <p>(4)認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。</p> <p>(5)認定中小企業者の代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返還義務を逃れるための価格弁償をすること。</p> <p>(6)その他諸費用が生じたこと。</p>	<p>経営の安定に必要な事業資金</p> <p>(注1) 8,000万円を超える無担保保証であっても、信用保証協会が、実質的な保全が出来ており担保による保全が大きな問題とならないと判断する場合など、個々の中小企業の特性や実情等を総合的に勘案し保証可能と判断した場合には、普通保険にかかる保証を弾力的に利用できるものとする。</p> <p>(注2) 災害関係保証(東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成23年政令第18号)第1条の規定により指定された措置及び中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める場合における同項の事象についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同条第1項の政令で指定された措置に係るものに限る。)、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連保証と合算して、それぞれ以下の額までとする。</p> <p>普通保険に係る保証 400,000 組合等の場合 800,000 無担保保険に係る保証 160,000 無担保無保証人保証 40,000 保証割合 100%(全部保証)</p>	280,000	<p>普通保険に係る保証 200,000 無担保保険に係る保証 80,000 特別小口保険に係る保証 20,000</p>	<p>運転 10年以内 (1年以内)</p> <p>設備 15年以内 (1年以内)</p>	金融機関 所 定 利 率	0.45~1.90 特別小口保険に係る保証を利用する場合は、0.90とする	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協会及び 取扱金融機関
			<p>特定経営承継関連保証 特定経営承継 1209</p>		<p>次に掲げる資金とする。</p> <p>①保証対象者・要件(1)の事由による場合：当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等を、当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金</p> <p>②同(2)の事由による場合：当該認定中小企業者等以外の者が有する事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金</p> <p>③同(3)の事由による場合：当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金</p> <p>④同(4)又は(5)の事由による場合：当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金</p> <p>イ. 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割</p> <p>ロ. 当該経営を承継した代表者が有する当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償</p> <p>⑤①から④に掲げるもののほか、当該認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金</p>						

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担 割引	※経営 安定等			
協 会 制 度 特 例	革新的データ産業活用 関連保証	事業資金 (認定革新的データ 産業活用計画に 従って実施する革 新的データ活用に 必要な資金に限る)	280,000 組合 480,000	20年以内	金融機関 所定利率	0.76	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関	
	技術等情報漏えい 防止措置関連保証	事業資金 (技術等情報漏えい 防止措置認定業 務の実施に必要な 資金に限る)	280,000	20年以内	金融機関 所定利率	1.14	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関	
	経営承継準備 関連保証	次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号口又は同項第2号口の規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者を対象とする。 (1) 会社である中小企業者(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式会社又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式会社を除外)であって、次の①又は②の事由が生じていると認められること。 ① 他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限る。以下(2)①において同じ。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下(2)①において同じ。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ② 他の中小企業者が、当該他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあつてはその代表者。以下(2)②において同じ。)の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 (2) 個人である中小企業者であつて、次の①又は②の事由が生じていると認められること。 ① 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ② 他の中小企業者が、当該他の中小企業者の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。	280,000	運転 10年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関	
商店街活性化 促進関連保証	商店街の活性化の方向性その他の商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、または行おうとする者として地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の7第1項に規定する認定市町村の認定を受けた中小企業者。	事業資金	280,000 組合 480,000	20年以内	金融機関 所定利率	0.76	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関	
			: 普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証80,000 無担保無保証人保証 20,000								
			: 普通保証 200,000 無担保保証80,000								
			: 普通保証 200,000 無担保保証80,000 無担保無保証人保証 20,000								
			他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であつて、以下に掲げるものを取得するために必要な資金。 ①他の中小企業者が有する事業用資産等 ②他の中小企業者(会社に限る。)の株式等(当該株式等を取得することにより、当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。)								
			: 普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証80,000 無担保無保証人保証 20,000								

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担保割引	※経営安定等			
協会 制 度  (保 険 特 例)	情報処理支援保証	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という)に基づき、法第38条第1項に規定する経済産業大臣の認定を受けた情報処理支援業務を行う次に掲げる法人。 (1)一般社団法人(社員総会における決議権の2分の1以上を中小企業者が所有しているものに限る。) (2)一般財団法人(設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)	事業資金 (情報処理支援業務の実施に必要な資金に限る)	280,000	20年以内	金融機関 所 定 利 率	1.14	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	普通保証 200,000 無担保保証80,000										
	新技術等実証保証	生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号。以下「法」という)第11条第1項および第2項に規定する新技術等実証に関する計画を主務大臣に提出し、認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証に係る事業を実施する者。	事業資金 (認定新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証に必要な資金に限る)	280,000 組合 480,000	20年以内	金融機関 所 定 利 率	0.76	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証80,000 無担保無保証人保証 20,000										
先端設備等導入保証	生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号。以下「法」という)第40条第1項に規定する特定市町村の認定を受けた導入促進基本計画に基づく法第36条第1項に規定する先端設備等導入を行うものであって、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者。	事業資金 (特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に必要な資金に限る)	280,000 組合 480,000	20年以内	金融機関 所 定 利 率	0.76	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証80,000 無担保無保証人保証 20,000											
特定経営承継保証	次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人を対象とする。 (1)他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限る。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。 (2)他の中小企業者が、当該他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあつてはその代表者。)の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であつて、以下に掲げるものを取得するために必要な資金 ①他の中小企業者が有する事業用資産等 ②他の中小企業者(会社に限る。)の株式等(当該株式等を取得することにより、認定を受けた事業を営んでいない個人が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。)	280,000	運転 10年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	金融機関 所 定 利 率	1.15	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
普通保証 200,000 無担保保証80,000											

\* 協会制度の保証料率強化対象保証について、「貸借対照表」を作成していない事業者等の保証料率は、責任共有対象1.15%、責任共有対象外1.35%となります。ただし、当座貸越根保証、事業者カードローン及び商業手形等割引根保証は、責任共有対象0.98%となります。

\* 有担保割引がある制度で有担保の場合には、表示料率より0.10%割引となります。

\* 【中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引】

責任共有制度対象かつ保証料率強化対象となる保証であつて(ただし、特定支債保証に係る保証及び一括支払契約保証を除く)、中小企業者から財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を行っていることを示す書類の提出を受けた場合は、表示料率より0.10%割引となります。ただし、株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社等が対象で、個人・組合・医療法人は対象外となります。

\* 【会計参与設置会社に対する割引】

一括支払契約保証を除く保証について、中小企業者から会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合については、表示料率より0.10%割引となります。ただし、上記「中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引」にさらに加えての割引は行いません。

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担 割引			※経営 安定等
県 営 支 援 融 資 制 度	責任共有対象外 特別小口融資 県・特小 532	事業資金	20,000 ※「特定中小企業者」は 40,000(他の特別小口 保険との合算による) 保証割合 100%	7年以内 (1年以内)	※2.07 (変動)	0.40	有	0.40	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関 <商工会等経 由の場合> 商 工 会 等 ( 認 定 ) ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	小規模企業融資 小規模 531 小規模10 1548	事業資金	20,000	7年以内 (1年以内)	※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.12~0.49	有	0.30	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関 商 工 会 等 ↓ 又 是 商 工 会 等 ( 認 定 ) ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	責任共有対象外 小口零細企業融資 県小零細 578 県小零細10 1519	事業資金	20,000 保証割合 100%	7年以内 (1年以内)	※2.07 (変動)	0.30~1.27	有	0.40	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関 <商工会等経 由の場合> 商 工 会 等 ( 認 定 ) ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	経済変動対策融資 経済変動 513	事業資金	50,000	7年以内 (1年以内)	※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.21~1.07	有	0.40	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関 <商工会等経 由の場合> 商 工 会 等 ( 認 定 ) ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担 割引	※経営 安定等			
安心実現のための 高知県緊急融資  安心実現7 1501 安心実現10 1502 安心実現7高知市 1504 安心実現10高知市 1505 安心実現7南国市 1506 安心実現10南国市 1507 安心実現7室戸市 1510 安心実現10室戸市 1511 県・経営力・借換無 1512 県・経営力7共有 1513 県・経営力7対象外 1514 県・経営力10共有 1515 県・経営力10対象外 1516 安心実現7香南市 1527 安心実現10香南市 1528	県内において指定事業を営む中小企業者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) ア 当融資で、安心実現のための高知県緊急融資、平成23年度安心実現のための高知県緊急融資及び協会の責任共有対象外の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。 イ 借換えを行う場合のその他の条件は、次のとおり。 ・借換えは、既存借入先と同一の金融機関で取り扱う。ただし、協会及び既存借入先の金融機関が特に認めた場合は、既存借入先以外の金融機関で取り扱うことができる。 ・協会の保証制度等の種別によっては、借換える対象とならない場合がある。 ウ 資金使途は、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。 エ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第21条第1項に規定する経営革新等支援機関の支援を受け、全国統一制度の経営力強化保証を利用して経営改善に取り組む場合は、当融資のみ利用することができる。 ※ 経営力強化保証の保証割合 100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、100%保証を適用する。 ※ セーフティネット5号に当てはまり、かつ高知市、南国市、室戸市及び香南市内において事業を営んでいる中小企業者で、市民税(法人の場合は法人市民税)を滞納していない者については、高知市、南国市、室戸市及び香南市へ申請することにより、保証料率が0.10%割引となる。	事業資金  (経営力強化保証を利用の場合は事業計画の実施に必要な資金)	100,000	7年以内 (1年以内)	※2.27 (変動)  ※2.07 (変動)	0.12~0.49	有	0.30	協会及び 取扱金融機関  <商工会等 經由の場合>	協会及び 取扱金融機関	
				経営力強化保証を利用の場合 運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)							責任共有対象外
				10年以内 (2年以内)							※2.42 (変動)
黒潮町内に事業所を有し、かつ黒潮町内に住所を有している中小企業者(法人の場合は法人及び代表者)。ただし、県町税を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) ア 当融資で、安心実現のための高知県緊急融資及び協会の責任共有対象外の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。 イ、ウは上記と同じ。 なお、イの「借換え」については、既存の保証付き借入金の償還金額が借入金の2分の1以上に達している場合のみ借換える対象となる。また、平成29年4月1日以前の既存の保証付き借入金の借換えは対象としない。	10,000	事業資金  (安心実現のための高知県緊急融資及び黒潮町支援制度の本融資合計で1億円) (本融資の黒潮町支援制度及び産業振興計画推進融資の同町支援制度合計で1千万円)	7年以内 (1年以内)	※2.27 (変動)  ※2.07 (変動)	0.00	-	0.00	黒潮町と中小企業者等経営支援に関する協定を締結している金融機関	黒潮町商工会  又は 黒潮町商工会 (認定)	協会及び 取扱金融機関	
			10年以内 (2年以内)								責任共有対象外
			※2.42 (変動)  ※2.22 (変動)								
土佐町内に主たる事業所を有しており、土佐地区商工会員(予定者含む)である中小企業者。ただし、県町税を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) ア 当融資で、安心実現のための高知県緊急融資及び協会の責任共有対象外の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。 イ、ウは上記と同じ。 なお、イの「借換え」については、既存の保証付き借入金の償還金額が借入金の2分の1以上に達している場合のみ借換える対象となる。また、平成29年10月10日以前の既存の保証付き借入金の借換えは対象としない。	10,000	事業資金  (安心実現のための高知県緊急融資及び土佐町支援制度の本融資合計で1億円) (本融資の土佐町支援制度及び産業振興計画推進融資の同町支援制度合計で1千万円)	7年以内 (1年以内)	※2.27 (変動)  ※2.07 (変動)	0.00	-	0.00	土佐町と中小企業者等経営支援に関する協定を締結している金融機関	土佐地区商工会  又は 土佐地区商工会 (認定)	協会及び 取扱金融機関	
			10年以内 (2年以内)								責任共有対象外
			※2.42 (変動)  ※2.22 (変動)								
安心実現のための 高知県緊急融資 (安芸市支援制度)  安心実現7安芸市 1549 安心実現10安芸市 1550	安芸市内に事業所を有し、かつ安芸市内に住所を有している中小企業者(法人の場合は法人及び代表者)。ただし、県市税等を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) ア 当融資で、安心実現のための高知県緊急融資及び協会の責任共有対象外の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。 イ、ウは上記と同じ。 なお、イの「借換え」については、既存の保証付き借入金の償還金額が借入金の2分の1以上に達している場合のみ借換える対象となる。また、平成29年10月10日以前の既存の保証付き借入金の借換えは対象としない。	事業資金  (安心実現のための高知県緊急融資及び安芸市支援制度の本融資合計で1億円) (本融資の安芸市支援制度及び産業振興計画推進融資、創業者等応援融資の同市支援制度 1中小企業者につき1回限り、1千万円以内)	10,000	7年以内 (1年以内)	※2.27 (変動)  ※2.07 (変動)	0.00	-	0.00	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫の 各安芸支店	安芸商工会議所  又は 安芸商工会議所 (認定)  (事業計画書)	協会及び 取扱金融機関
			10年以内 (2年以内)	責任共有対象外							
			※2.42 (変動)  ※2.22 (変動)								

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担 割引	※経営 安定等			
県 営 支 援 制 度	借 換 え 融 資 借換7 545 借換10 525	運転資金	50,000	7年以内	※2.47 (変動) 責任共有対象外 ※2.27 (変動)	0.21~1.07	有	0.40	約 定 締 結 金 融 機 関	協会及び 取扱金融機関	
			80,000	10年以内	※2.67 (変動) 責任共有対象外 ※2.47 (変動)					＜商工会等経 由の場合＞  商工会等 (認定)  (経営改善計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関	
	流 動 資 産 担 保 融 資 県個AB 576 県根AB 577	事業資金	200,000 (貸付限度額は、 250,000)	保証割合 80% (割合保証)	1年以内 (3年まで更新可)	1.97 (固定)	0.36	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協会及び 取扱金融機関
			※ 個々の貸付限度額は、担保とする売掛債権又は棚卸資産の額に、別に定める割合を上限とした掛目(%)を乗じた額となる。	※ 根保証の場合は、 融資極度額							
下 請 経 営 安 定 融 資 下請 521	県内において指定事業を営む中小企業者であって、高知県産業振興センターに登録している者(高知県産業振興センターの発行する登録証明書が必要とする。)ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。) なお、当融資は手形割引枠の設定であって、割引対象手形は、親事業者からの下請代金に係る受取手形又は電子記録債権で、割引期間が180日以内のものとする。	運転資金	30,000	1年以内	2.02 (固定)	0.22~1.01	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協会及び 取扱金融機関	
季 節 融 資 季節 526	県内において指定事業を営む中小企業者であって、従業員が50人以下の者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。) ※取扱期間 上半期:5月20日~8月31日、下半期:10月1日~12月31日	運転資金	企業 6,000 組合 10,000	6か月以内	2.07 (固定) 責任共有対象外 1.97 (固定)	0.25~1.17	有	0.40	約 定 締 結 金 融 機 関	協会及び 取扱金融機関	



令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担 ※経営 安定等			
南海地震・節電対策 融 特・南海地震節電 1509 特・南海地震節電15 1524 特・南海地震節電20 1525	<p>県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。)</p> <p>ア 既存の工場、倉庫、店舗及び事務所などの事業用施設の耐震性を把握するための耐震診断、耐震改修工事(建替え工事を含む)を実施を行う者</p> <p>イ 耐震性を向上させるための改修又は建替え、危険物関係施設の補強など事業用施設の地震対策を行う者</p> <p>ウ 機械の転倒防止措置など既存の設備の地震対策や、発電機、消防用設備等の導入など新たな設備による地震対策を行う者</p> <p>エ 津波による浸水を防ぐために、敷地、事業用施設のかさ上げや事業用施設の移転を行う者</p> <p>オ LED照明、省エネルギー空調、太陽光発電等節電に資する設備の導入を行う者</p> <p>カ その他知事が適当と認めた地震・節電対策を行う者</p> <p>※ 取扱期間 平成30年4月1日～令和2年3月31日</p>	設備資金 (耐震診断、耐震 (建替)設計に要する 運転資金)	80,000	10年以内 (3年以内)	1.97以内 (変動)	0.11~0.34	有	0.20	約 定 締 結 金 融 機 関	ア～オに該当する 者 ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関  カに該当する者 ↓ 県・経営支援課 (認 定) ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
				15年以内 (3年以内)	2.17以内 (変動)					
				20年以内 (3年以内)	2.37以内 (変動)					
融 別 融 中核企業支援融資 特・中核 506	<p>指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当し、かつ、県税を滞納していない者(納税証明書の添付を要する。ただし、県外の中小企業者等が県内に移転等する場合は、添付不要)</p> <p>ア 県内外において事業を営む者であって、次のいずれかに該当する者(県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「指定用地等立地者」という。)</p> <p>(ア) 企業立地促進要綱第2条に定める第1種指定用地に立地(工場・倉庫・事務所等を取得・建設すること。以下同じ。)する者</p> <p>(イ) 同要綱第3条の規定による指定を受けた者で、同要綱第2条に定める第2種指定用地又は第3種指定用地に立地する者</p> <p>(ウ) 同要綱第4条の規定による指定を受けた者で、県内に立地する者</p> <p>イ 県内外において事業を営む者のうち、県内の適地に立地する者(指定用地等立地者を除く。)で、次のいずれかに該当する者(県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「その他適地立地者」という。)</p> <p>※ ただし、県内の事業の縮小及び従業員の減少を伴わないこと。</p> <p>(ア) 製造業 (イ)運送・倉庫業 (ウ)ソフトウェア業等 (エ)卸売業</p> <p>(オ) 上記と密接に関連するサービス業</p> <p>(カ) 上記以外の業種で、物の製造又は加工の用に供する施設及びその附属施設を設置する者</p> <p>ウ 指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、生産増強計画等により工場・設備等の増築・改築を行う者、又は従業員用住宅を建設、購入する者で、初期稼働等から10年を経過しない者</p> <p>エ 県内において事業を営む者のうち、生産増強計画等により、工場・設備等の増築・改築を行う者、又は従業員用住宅を建設、購入する者で、設備投資額が8千万円以上であり、かつ、当融資を5千万円以上利用しようとする者</p> <p>オ 公共事業若しくは公書により、現在地での営業が困難になり他に移転する者、又は借地・借家等で事業を営む者で、貸主の都合により一方的な移転を余儀なくされる者</p> <p>カ 立地後の運転資金については、指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、初期稼働等から10年を経過しない者</p>	設備資金 (設備投資に伴う運 転資金含む) 立地後の運転資金	設備 500,000 (うち設備投資に伴う 運転は50,000)  立地後の運転は 50,000	7年以内 (1年以内)	2.47 (変動)	0.21~1.07 プロパー可	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	ア、イ、オのい ずれか、又はウ、 エのうち特認 に該当する者 ↓ 県・経営支援課 (認 定) (事業計画書) ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関  ウ、エ(特認を 除く。)又はカ に該当する者 ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
				設備 15年以内 (3年以内)	2.27 (変動)					
特 特・中特 507	ア～エのいずれかに該当する者で、5年以内に10人以上(指定用地等立地者は5人以上)の県内新規雇用が見込める企業については、特利と貸付限度額における特別枠にて利用できる。									
融 制 度 産 業 活 性 化 融 資 特・産業活性化 1503	<p>県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。)</p> <p>ア 経営の安定化又は効率化を図るために近代的な設備を導入する者</p> <p>イ 生産設備を増強することにより生産力の向上や効率化を図る者</p> <p>ウ 従業員のための福利厚生施設の取得・改善、冷暖房設備の設置又は緑化等の労働環境の改善を図る者</p> <p>エ 知的所有権(特許権、実用新案権、意匠権、著作権、半導体回路配置利用権)に裏付けされた優れた新技術・高付加価値製品の研究・開発を実施する者</p> <p>オ 災害時対応の迅速化に役立つ「緊急時事業継続計画(BCP)」の策定を行う者</p> <p>カ 「緊急時事業継続計画(BCP)」に基づき災害の事前防止又は復旧等の対応に必要な設備の導入、改善又は資機材、燃料の備蓄等を行う者</p> <p>キ 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度による認証を受けている者</p>	事業資金	50,000 (うち運転資金は 30,000)	7年以内 (1年以内)	2.47 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保 割引	※経営 安定等		
県 特 備 別 融 資 制 度  創 業 者 等 に 対 し の 融 資 支 援	ア. 環境保全促進 特・環境 555 特・環境20 1526	事業資金	100,000 (うち運転資金は 30,000)	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (3年以内)	2.67以内 (変動) 責任共有対象外 2.47以内 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	県・経営支援課 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	事業 環 境 整 備 イ. 福祉関連支援 特・福祉 537	事業資金	100,000 (うち運転資金は 30,000)	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (3年以内)	2.67以内 (変動) 責任共有対象外 2.47以内 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	県・経営支援課 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	ウ. 商業・観光業 支 援 特・商観 504	事業資金	100,000 (うち運転資金は 30,000)	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (3年以内)	2.67以内 (変動) 責任共有対象外 2.47以内 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	ア又はウに 該当する者 協会及び 取扱金融機関 イに該当する者 商工会等(推薦) 商工会等 ↓ 協会及び 取扱金融機関
	特 認 特・商特 597	「中小小売商業振興法」に基づく高度化事業計画に沿って店舗又は共同施設の整備、 増改築、改装、改修を図る事業者で、県の認定を受けた者については、特利と貸付限度 額における特別枠にて利用ができる。				特認 2.28以内 (変動) 責任共有対象外 2.08以内 (変動)				特認に該当 する場合 県・経営支援課 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
※ 創業Ⅰ型・創業Ⅱ型・創業Ⅲ型を併用する場合、貸付限度額は併せて5,000万円以内 ※ 創業Ⅱ型と創業Ⅲ型を併用する場合、自己資金はそれぞれが必要となる額を併せた額が必要 ※ つなぎ資金等として利用する場合など、短期(1年以内)償還については一括返済(証書貸付)ができる	次 の い ず れ か に 該 当 す る 者 。 た だ し 、 県 税 を 滞 納 し て い な い こ と (納税証明書の添付を要する。) ア 事業を営んでいない個人(廃業したことのある会社の役員又は事業主等を含む。以下 同し。)であって、貸付実行から1か月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的 的計画を有する者 イ 事業を営んでいない個人であって、貸付実行から2か月以内に新たに会社を設立し、 その会社が県内で指定事業を開始する具体的計画を有する者 ウ 指定事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続 して実施しつつ、新たに会社を設立し県内で指定事業を開始しようとする具体的計画 を有する者 エ 県内において指定事業を営む中小企業者で、事業を営んでいない個人が事業を開始 又は会社を設立して5年未満の者 オ 県内において指定事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又 は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立して5年未満の者	事業資金	20,000	7年以内 (1年以内)	※1.87以内 (変動)	0.10	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協会及び 取扱金融機関 (事業計画書) ↓ <商工会等経 由の場合> 商工会等 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引	※経営安定等		
創業者等 融資 制度 別 業 者 等 創業者等 融資 制度	責任共有対象外 ア. 創業Ⅰ型 (安芸市支援制度) 創業Ⅰ型安芸市 1553 創業Ⅰ型10安芸市 1554	事業資金	10,000  (創業Ⅰ型及び安芸市支援制度の本融資合計で2千万円) (本融資の安芸市支援制度及び安心実現のための高知県緊急融資、産業振興計画推進融資の同市支援制度1中小企業者につき1回限り、1千万円以内)	7年以内 (1年以内)	※1.87以内 (変動)	0.00	-	-	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 の各安芸支店	安芸商工会議所 (認定) (事業計画書)  ↓ 協会及び 取扱金融機関
	責任共有対象外 イ. 創業Ⅱ型 特創業Ⅱ型 1534 特創業Ⅱ型10 1535	事業資金	15,000  ((ア)及び(イ)は自己資金と同額まで)	7年以内 (1年以内)	※1.87以内 (変動)	0.10	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関 (事業計画書)  <商工会等 經由の場合> 商工会等 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	責任共有対象外 ウ. 創業Ⅱ型 (安芸市支援制度) 創業Ⅱ型安芸市 1555 創業Ⅱ型10安芸市 1556	事業資金	10,000  ((ア)及び(イ)は自己資金と同額まで) (創業Ⅱ型及び安芸市支援制度の本融資合計で1千5百万円) (本融資の安芸市支援制度及び安心実現のための高知県緊急融資、産業振興計画推進融資の同市支援制度1中小企業者につき1回限り、1千万円以内)	7年以内 (1年以内)	※1.87以内 (変動)	0.00	-	-	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 の各安芸支店	安芸商工会議所 (認定) (事業計画書)  ↓ 協会及び 取扱金融機関
	ウ. 創業Ⅲ型 特創業Ⅲ型 1536 特創業Ⅲ型10 1537	事業資金	50,000  (自己資金の4倍まで)	7年以内 (1年以内)	※2.27 (変動) 責任共有対象外 ※2.07 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関 (事業計画書)  <商工会等 經由の場合> 商工会等 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
ウ. 創業Ⅲ型 (安芸市支援制度) 創業Ⅲ型安芸市 1557 創業Ⅲ型10安芸市 1558	事業資金	10,000  (自己資金の4倍まで) (創業Ⅲ型及び安芸市支援制度の本融資合計で5千万円) (本融資の安芸市支援制度及び安心実現のための高知県緊急融資、産業振興計画推進融資の同市支援制度1中小企業者につき1回限り、1千万円以内)	7年以内 (1年以内)	※2.27 (変動) 責任共有対象外 ※2.07 (変動)	0.00	-	0.00	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 の各安芸支店	安芸商工会議所 (認定) (事業計画書)  ↓ 協会及び 取扱金融機関	

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引	※経営安定等		
県 特 別 融 資 制 度	新事業展開支援融資 特・新事 516	県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者(新事業開始後1年未満の者に限る。)ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。) ア 現在行っている事業を継続しながら、異なる業種の事業を開始することにより経営の多角化を図ろうとする者(新分野進出) イ 現在行っている事業を廃止して(廃止後1年未満の者を含む。)、異なる業種の事業を開始することにより事業転換を図ろうとする者(事業転換)	事業資金 50,000 (うち運転資金は30,000)	7年以内 (1年以内)	2.47 (変動) 責任共有対象外 2.27 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	協会及び 取扱金融機関 (事業計画書)
	事業再生支援融資 特・再生 544	県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。) ア 高知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者 イ 整理回収機構の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者 ウ 支援金融機関の協力を得て事業再生のための経営改善計画を策定した者 ※ 経営改善計画に盛り込まれている場合、信用保証協会の保証付借入金を借換えることができる。	事業資金 100,000	10年以内 (3年以内)	2.67 (変動) 責任共有対象外 2.47 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	再生支援協議会 整理回収機構等 ↓ 県・経営支援課 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	産業振興計画推進融資 特・産業振興計画7 1517 特・産業振興計画10 1518	県内において指定事業を営む中小企業者等であって、高知県産業振興計画の事業又は目標に沿った事業を行う、又は行おうとする企業。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) ※ 資金使途は、高知県産業振興計画の事業に関する設備資金・運転資金とし、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。 ※ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。 また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。 ※ 借換えを行う既存保証付き融資(産業振興計画推進融資を除く)は、融資額の2分の1未満とする。なお、資金使途が借換えのみとなるものは認めない。	事業資金 100,000	7年以内 (1年以内)	※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.12~0.49	有	0.30	約 定 締 結 金 融 機 関	協会及び 取扱金融機関 <商工会等經由の場合> 商工会等 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	産業振興計画推進融資 (黒潮町支援制度) 産振計画7黒潮町 1542 産振計画10黒潮町 1543	黒潮町内に事業所を有し、かつ黒潮町内に住所を有している中小企業者(法人の場合は法人及び代表者)。ただし、県町税を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) 上記3つの※以外に、 ※「借換え」については、既存の保証付き借入金の償還金額が借入金の2分の1以上に達している場合のみ借換えの対象となる。また、平成29年4月1日より前の既存の保証付き借入金の借換えは対象としない。 【注】黒潮町の定める基準により、利子補給が受けられます(年率1.0%を上限)。	事業資金 10,000 (産業振興計画推進融資及び黒潮町支援制度の本融資合計で1億円) (本融資の黒潮町支援制度及び安心実現のための高知県緊急融資の同町支援制度合計で1千万円)	7年以内 (1年以内)	【注】※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.00	-	0.00	黒潮町と中小企業者等経営支援に関する協定を締結している金融機関	黒潮町商工会 又は 黒潮町商工会(認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	産業振興計画推進融資 (土佐町支援制度) 産振計画7土佐町 1546 産振計画10土佐町 1547	土佐町内に主たる事業所を有しており、土佐地区商工会員(予定者含む)である中小企業者。ただし、県町税を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) 上記3つの※以外に、 ※「借換え」については、既存の保証付き借入金の償還金額が借入金の2分の1以上に達している場合のみ借換えの対象となる。また、平成29年10月10日より前の既存の保証付き借入金の借換えは対象としない。 【注】土佐町の定める基準により、利子補給が受けられます(年率1.0%を上限)。	事業資金 10,000 (産業振興計画推進融資及び土佐町支援制度の本融資合計で1億円) (本融資の土佐町支援制度及び安心実現のための高知県緊急融資の同町支援制度合計で1千万円)	7年以内 (1年以内)	【注】※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.00	-	0.00	土佐町と中小企業者等経営支援に関する協定を締結している金融機関	土佐地区商工会 又は 土佐地区商工会(認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
産業振興計画推進融資 (安芸市支援制度) 産振計画7安芸市 1551 産振計画10安芸市 1552	安芸市内に事業所を有し、かつ安芸市内に住所を有している中小企業者(法人の場合は法人及び代表者)。ただし、県市税等を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) ※「借換え」については、既存の保証付き借入金の償還金額が借入金の2分の1以上に達している場合のみ借換えの対象となる。また、平成29年10月10日より前の既存の保証付き借入金の借換えは対象としない。 【注】安芸市の定める基準により、利子補給が受けられます(年率1.0%を上限)。	事業資金 10,000 (産業振興計画推進融資及び安芸市支援制度の本融資合計で1億円) (本融資の安芸市支援制度及び安心実現のための高知県緊急融資、創業者等応援融資の同市支援制度1中小企業者につき1回限り、1千万円以内)	7年以内 (1年以内)	※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.00	-	0.00	約 定 締 結 金 融 機 関 (但し、産業振興について高知県と包括協定を締結している金融機関のみ)	安芸商工会議所 又は 安芸商工会議所(認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関	

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引	※経営安定等		
特別融資制度 事業再生計画実施支援融資 県・改善サポート 1538 県・改善サポート借換 1539	県内において指定事業を営む中小企業者であって、次に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って、事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。) ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ② 認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③ 特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法第2条第16項に規定)に従って作成された事業再生計画 ④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画 ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ⑨ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑩ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画	事業資金	100,000	15年以内 (1年以内)	2.67 (変動)	0.20	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
災害対策特別支援融資制度 災害復旧融資 災害復旧	県内において指定事業を営む中小企業者であって、自然災害により事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた者 ※ 取引先の被災による売掛金の回収遅延等、間接の損害のみを受けた者は対象外	事業資金	50,000 (うち運転資金は 30,000)	7年以内 (1年以内)	2.17以内 (変動) 責任共有対象外 1.97以内 (変動)	0.11~0.34	有	0.20	約定締結 金融機関	市町村 (罹災証明) ↓ 協会及び 取扱金融機関
災害対策特別支援融資制度 災害対策特別融資 災害対策	県内において指定事業を営む中小企業者であって、自然災害により次のいずれかの地域内に在する事業用資産に直接被害を受け、当該市町村の罹災証明を受けた者 ア「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けた地域 イ「災害救助法」の指定を受けた地域 ウ「中小企業信用保険法」により経済産業大臣が指定した地域 エ その他県が認める地域 ※ 取引先の被災による売掛金の回収遅延等、間接の損害のみを受けた者は対象外	事業資金	80,000	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	制度適用の都 県が定める	0.00	—	—	融資適用の 都度定める	市町村 (罹災証明) ↓ 協会及び 取扱金融機関

\* 県制度のうち、融資利率の前に※印があるものについては、商工会等の会員でかつ商工会等で「制度認定」を受けた場合は、通常の制度金利から0.20%を差引いた経由金利が適用されます。  
 \* 県制度の保証料率弾力化対象保証について、「貸借対照表」を作成していない事業者等の保証料率は、次のとおりとなります。  
 ★ 責任共有対象・・・「経済変動対策融資等」0.55% 「下請経営安定融資」0.57% 「季節融資」0.64% 「安心実現7融資、産振計画10融資」0.25% 「南海地震・節電対策融資」0.20%  
 ★ 責任共有対象外・・・「小口零細企業融資」0.74%  
 \* 【中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引】  
 責任共有制度対象かつ保証料率弾力化対象となる保証であって(ただし、特定社債保険に係る保証及び一括支払契約保証を除く)、中小企業者から財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を行っていることを示す書類の提出を受けた場合は、表示料率より0.10%割引となります。ただし、株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社等が対象で、個人・組合・医療法人は対象外となります。  
 \* 【会計参与設置会社に対する割引】  
 一括支払契約保証を除く保証について、中小企業者から会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合については、表示料率より0.10%割引となります。ただし、上記「中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引」にさらに加えての割引は行いません。  
 \* 県制度については、県外企業が立地する場合及び災害対策特別支援融資を除く各制度については、県税を滞納していないことが要件となり、県制度利用のたびに納税証明書(原本)の添付が必要です。

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担 割口	※経営 安定等		
小規模企業振興資金	小口資金 市・小口 703	① 高知市内において事業を営んでいる小規模企業者で、従業員20人(注)以下の者 注…ア 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの(イに掲げるものを除く。) イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの ② 市民税を滞納していない者	事業資金 20,000	7年以内 (6か月以内)	2.25以内 (固定) 責任共有対象外 1.90以内 (固定)	0.30~0.90	有	0.40	四国銀行 高知信用金庫 高知信用金庫 高知信用金庫 高知信用農業協同組合連合会	協会及び 取扱金融機関
	責任共有対象外 小口零細企業資金 市小零細 708	① 高知市内において事業を営んでいる特定非営利活動法人を除く小規模企業者で、従業員20人(注)以下の者 注…ア 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの(イに掲げるものを除く。) イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの ② 新規申込額と既存の信用保証協会保証残高(根保証は融資極度額)との合計が2,000万円の範囲内となる者 ③ 市民税を滞納していない者	事業資金 20,000 保証割合 100%	7年以内 (6か月以内)	1.90以内 (固定)	0.40~1.10	有	0.40	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 高知信用金庫 高知信用農業協同組合連合会	協会及び 取扱金融機関
	責任共有対象外 特別小口資金 市・特小 722	① 高知市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者で、従業員20人(注)の個人 注…ア 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の個人であって、特定事業を行うもの(イに掲げるものを除く。) イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの ② 直近1年間の所得割の税金を完納している者	事業資金 20,000 (他の特別小口保険との合算による) 保証割合 100%	7年以内 (6か月以内)	1.90以内 (固定)	無担保 0.40	—	0.40	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 高知信用金庫 高知信用農業協同組合連合会	協会及び 取扱金融機関
	中小企業振興資金 市・中小 709	① 高知市内において事業を営んでいる中小企業者 ② 市民税を滞納していない者	事業資金 20,000	7年以内 (6か月以内)	2.32以内 (固定) 責任共有対象外 1.97以内 (固定)	0.30~0.90	有	0.40	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 高知信用金庫 高知信用農業協同組合連合会	協会及び 取扱金融機関
度	レポート型スピード融資 当座貸越根保証	高知市内で事業を営む中小企業者であり、次のすべての要件を満たし、かつ今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者。ただし、市税を滞納していないこと。(納税証明書の添付を要する) <個人事業者の場合> (1) レポート型スピード融資根保証の利用が初めてである (2) 同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の確定申告を行っている (3) 次のいずれかに該当する者 ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが、高知市の本制度要領に定める基準以上である。 ② 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ、自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。 (4) 申込金融機関の支店長の推薦が得られる <法人の場合> (1) レポート型スピード融資根保証の利用が初めてである (2) 同一事業の業歴が1年以上であり、1期以上の決算を行っている (3) 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが、高知市の本制度要領に定める基準以上である (4) 申込金融機関の支店長の推薦が得られる	事業資金 1,000以上 3,000以内	1年間 (ただし、3年を限度に更新することができる。)	2.32以内 (固定)	0.00	—	—	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 高知信用金庫	協会及び 取扱金融機関

令和元年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※経営 安定等 有担 割引		
四万十市制度 中小企業振興資金 四万十市 776	四万十市内に住所及び営業の本拠を有する中小企業者であって、次の要件を備えているもの ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者 ② 市税を滞納していない者 ③ 高知県信用保証協会の保証対象に属する事業を営む者	事業資金	10,000	10年以内	1.80以内 (変動)	0.11~0.40	— 1~8号 0.15	四国銀行 高知信用金庫 高知多媛銀	中村商工会議所 又は 四万十市 西土佐商工会
南国市制度 中小企業振興資金 南国市 761	次の各号のいずれかに該当する中小企業者 ① 南国市内において事業を営む中小企業者で、市税の滞納がなく、その業種が協会の保証対象業種であるもの ② 県内において事業を営んでいた中小企業者で、新たに南国市内にて事業を営むもの。ただし、前事業地で税の滞納がなく、その業種が協会の保証対象業種であるものとする。	事業資金	20,000 (うち運転資金は 10,000)	運転 5年以内 設備 7年以内 (1年以内)	2.00 (変動)	0.30~0.90	有 0.40	四国銀行 高知信用金庫	南国市商工会
<p>* 高知市制度の保証料率弾力化対象保証について、「貸借対照表」を作成していない事業者等の保証料率は、責任共有対象0.50%、責任共有対象外0.70%となります。</p> <p>* 四万十市制度の保証料率弾力化対象保証について、「貸借対照表」を作成していない事業者等の保証料率は、0.23%となります。</p> <p>* 南国市制度の保証料率弾力化対象保証について、「貸借対照表」を作成していない事業者等の保証料率は、0.50%となります。</p> <p>* 【中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引】 責任共有制度対象かつ保証料率弾力化対象となる保証であって(ただし、特定社債保険に係る保証及び一括支払契約保証を除く)、中小企業者から財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を行っていることを示す書類の提出を受けた場合は、表示料率より0.10%割引となります。ただし、株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社等が対象で、個人・組合・医療法人は対象外となります。</p> <p>* 【会計参与設置会社に対する割引】 一括支払契約保証を除く保証について、中小企業者から会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合については、表示料率より0.10%割引となります。ただし、上記「中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引」にさらに加えての割引は行いません。</p>									

# 保 証 料 率 体 系 の ご 案 内

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」が平成19年10月1日より導入されたことから、信用保証協会の信用保証料率は、責任共有保証料率が適用されています。

「責任共有制度」には、金融機関が行う個別融資金額の80%を保証する「部分保証方式」と、各金融機関の代位弁済率等に基づき一定の負担金を金融機関が納付する「負担金方式」の2つの方式があり、各金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。責任共有制度の対象となる保証は、信用保証協会が負担する信用リスクが減少しますので、責任共有対象外制度と比べて保証料率が低くなっています。

(注意) このパンフレットに記載している保証料率は、お客様が負担する料率を表示しています。

## 1. リスク考慮型基準保証料率表

### 【協会制度】

#### (1) 保証料率弾力化対象保証

##### ① 責任共有対象保証料率

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
体系1 料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
体系2 料率 (%)	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
体系3 料率 (%)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39

※体系1は、「一般保証等」が対象で、0.45%～1.90%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、1.15%となります。

※体系2は、「経営力強化保証」が対象で、0.45%～1.75%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、1.15%となります。

※体系3は、特殊保証「当座貸越根保証、事業者カードローン、商業手形等割引根保証」が対象で、0.39%～1.62%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.98%となります。

##### ② 責任共有対象外保証料率

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
体系1 料率 (%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
体系2 料率 (%)	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50

※体系1は、「小口零細企業保証」が対象で、0.50%～2.20%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、1.35%となります。

※体系2は、「経営力強化保証」が対象で、0.50%～2.00%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、1.35%となります。

#### (2) 保証料率弾力化対象外保証

責任共有対象保証、責任共有対象外保証ともに「制度要綱で規定されている料率」又は、「協会所定の料率」となります。



## 【県制度】

### (1)保証料率弾力化対象保証

#### ①責任共有対象保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
体系1 料率(%)	1.07	0.94	0.82	0.70	0.55	0.46	0.42	0.36	0.21
体系2 料率(%)	1.01	0.91	0.80	0.70	0.57	0.44	0.40	0.35	0.22
体系3 料率(%)	1.17	1.04	0.92	0.80	0.64	0.50	0.45	0.40	0.25
体系4 料率(%)	0.49	0.46	0.40	0.35	0.30	0.26	0.21	0.16	0.12
体系5 料率(%)	0.42	0.39	0.34	0.30	0.25	0.22	0.18	0.13	0.11
体系6 料率(%)	0.34	0.31	0.27	0.24	0.20	0.18	0.14	0.12	0.11

※体系1は、「経済変動対策融資等」が対象で、0.21%～1.07%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.55%となります。  
※体系2は、特殊保証「下請経営安定融資」が対象で、0.22%～1.01%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.57%となります。  
※体系3は、短期保証「季節融資」が対象で、0.25%～1.17%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.64%となります。  
※体系4は、緊急保証「安心実現7融資」・「産振計画7融資」が対象で、0.12%～0.49%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.30%となります。  
※体系5は、緊急保証「安心実現10融資」・「産振計画10融資」が対象で、0.11%～0.42%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.25%となります。  
※体系6は、「南海地震・節電対策融資」・「災害復旧融資」が対象で、0.11%～0.34%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.20%となります。

#### ②責任共有対象外保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率(%)	1.27	1.14	1.02	0.90	0.74	0.59	0.55	0.50	0.30

※「小口零細企業融資」が対象で、0.30%～1.27%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.74%となります。

### (2)保証料率弾力化対象外保証

責任共有対象保証、責任共有対象外保証ともに「制度要綱で規定されている料率」となります。

## 【高知市制度】

### (1)保証料率弾力化対象保証

#### ①責任共有対象保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率(%)	0.90	0.89	0.77	0.65	0.50	0.45	0.45	0.45	0.30

※「小口資金等」が対象で、0.30%～0.90%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.50%となります。

#### ②責任共有対象外保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率(%)	1.10	1.09	0.97	0.85	0.70	0.60	0.60	0.60	0.40

※「小口零細企業資金」が対象で、0.40%～1.10%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.70%となります。

### (2)保証料率弾力化対象外保証

責任共有対象保証、責任共有対象外保証ともに「制度要綱で規定されている料率」となります。

## 【四万十市制度】

### (1)保証料率弾力化対象保証

#### 責任共有対象保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率(%)	0.40	0.37	0.32	0.28	0.23	0.20	0.16	0.12	0.11

※0.11%～0.40%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.23%となります。

### (2)保証料率弾力化対象外保証

責任共有対象保証、責任共有対象外保証ともに「制度要綱で規定されている料率」となります。

## 【南国市制度】

### (1)保証料率弾力化対象保証

#### 責任共有対象保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率(%)	0.90	0.89	0.77	0.65	0.50	0.45	0.45	0.45	0.30

※0.30%～0.90%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.50%となります。

### (2)保証料率弾力化対象外保証

責任共有対象保証、責任共有対象外保証ともに「制度要綱で規定されている料率」となります。

## 2. 責任共有制度の対象となる保証制度

原則として、すべての保証制度が責任共有制度の対象となります。なお、対象から除かれる保証は次のとおりです。

### 【責任共有対象外保証制度】

★経営安定保険(セーフティネット)1号～4号及び6号に係る保証	★事業再生保険に係る保証
★災害関係保険に係る保証	★小口零細企業に係る保証
★創業関連保険(再挑戦支援保証含む)、創業等関連保険に係る保証	★求償権消滅保証(ただし、流動資産担保融資保証「ABL保証」等、部分保証を要件とした保険を利用した場合を除く)
★特別小口保険に係る保証	★破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
★東日本大震災復興緊急保証	
★経営力強化保証(ただし、責任共有対象外保証又はH19.9.30以前に申込受付した保証かつ保証割合100%の保証を経営力強化保証と同額以内で借り換える場合)	
★事業再生計画実施関連保証(ただし、責任共有対象外保証又はH19.9.30以前に申込受付した保証かつ保証割合100%の保証を事業再生計画実施関連保証と同額以内で借り換える場合)	

## 3. 料率区分の判定

料率区分の判定には、一般社団法人CRD協会が中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を基に開発した信用スコアリングモデル(リスク評価システム)を利用します。

## 4. 定性要因(非財務要因)の加味について

該当する保証及び企業については、割引料率を適用します。

	要件	割引料率
有担保割引	担保提供があり、要件に該当する場合は、有担保割引を適用することができます。 詳しくは、担当者までお問い合わせください。	▲0.10%
中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引	責任共有制度対象かつ保証料率弾力化対象となる保証であって(ただし、特定社債保険に係る保証及び一括支払契約保証を除く)、中小企業者から財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を行っていることを示す書類の提出を受けたもの。ただし、株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社等が対象で、個人・組合・医療法人は対象外となります。	▲0.10%
会計参与設置会社に対する割引	一括支払契約保証を除く保証について、中小企業者から会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合。 ただし、上記「中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引」にさらに加えての割引は行いません。	▲0.10%